

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹内 脩

平成19年10月26日付け、土公第391号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成19年11月1日

3. 監査の結果に関する報告

平成19年9月27日付け枚監査第130号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項（概要）

《土木部 公園みどり課》

公園の維持管理について

小倉東町公園内におけるはり札については、枚方市都市公園条例等関係法令に基づき、掲示者に対し速やかに撤去の指導をされるよう指摘する。

(2) 措置内容

小倉東公園の管理フェンスへの「マンション建設反対」の看板設置に対しては、公園占用申請が未提出とともに、同看板は特定者へのアピールの内容で公共性が無いため、「枚方市都市公園条例第3条（行為の禁止）」に基づき、9月18日に小倉東自治会長立会いの上公園みどり課にて撤去いたしました。

また、「公害道路穂谷線建設反対」及び任意団体による「美観地区協議会」の各看板においては設置者が不明のため、上記と同理由により10月3日付で10月18日までに撤去するよう「警告書」の掲示を行いました。自主的な撤去が無かったため10月19日に公園みどり課にて撤去いたしました。

尚、当該看板の財産権は設置者に存在するため、公園みどり課内にて保管しております。